第三十条の二十第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の四十第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別紙様式第一号第2面の表記載上の注意中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7　「氏名」には、婚姻により氏を改めた者の場合においては、婚姻前の氏名を括弧書で併記することができる。ただし、「法定代理人」が婚姻により氏を改めた者である場合にはこの限りでない。

別紙様式第一号第3面の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」に括弧書で併記することができる。

2　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

別紙様式第三号中「別紙様式第３号（第４条第３項第５号関係）」を「別紙様式第３号（第４条第３項第７号関係）」に改める。

別紙様式第四号の二中「別紙様式第４号の２（第４条第３項第13号関係）」を「別紙様式第４号の２（第４条第３項第15号関係）」に改める。

別紙様式第四号の二の二中「別紙様式第４号の２の２（第４条第３項第14号関係）」を「別紙様式第４号の２の２（第４条第３項第16号関係）」に改める。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第九条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「法第六条の五第一項において準用する」を削る。

第八十条第一号中「第八十三条第四号に」を「第八十三条第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第八十条第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第八十三条第五号に」を「第八十三条第五号イからハまでのいずれにも」に、「第八十三条第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第八十条第八号中「の会社法」を「の同法」に改める。

別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第八十五条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二所属信用協同組合の変更の項記載事項の欄第一号ロ及び第二号ハ中「、所在地」を「及び所在地」に改める。

別表第二信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「信用協同組合代理業者である法人の」に改め、「当該親法人等の子法人等」の下に「（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）」を加え、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に改め、「の子法人等」の下に「（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）」を加える。

別表第三中「信用協同組合代理業である個人」を「信用協同組合代理業者である個人」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第十一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十一条の七十二第二項第一号中「をいう」の下に「。第二百十一条の七十五第二項第一号において同じ」を加える。

第二百十一条の七十五中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二百七十二条の三十六第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　議決権保有割合に関する事項

二　取得資金に関する事項

三　保有の目的に関する事項

第二百十一条の七十七第二号中「第二百十一条の七十五第二項第一号ロ」を「第二百十一条の七十五第三項第一号ロ」に改める。

第二百三十九条の五第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別紙様式第十六号第3面の表記載上の注意中2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。